

かなやひさかず
公益信託 金谷寿一税理士育成基金
育成金受給者募集のお知らせ

公益信託 金谷寿一税理士育成基金
受託者 株式会社りそな銀行

<制度の趣旨>

この育成金制度は、東京都内の専修学校に通う学生で、将来税理士など税務会計の分野の仕事を志し、優秀で勉学の意欲がありながら、経済的な理由により十分な教育が受けられない者に対して育成金の給付を行い、もって社会に有用な人材を育成することを目的として設定された「公益信託金谷寿一税理士育成基金」に基づいて運営されるものです。

<募集要項>

1. 育成金受給者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都内に居住し、東京都内の専修学校に通う学生であって、将来税理士など税務会計の分野の仕事を志し、優秀で勉学の意欲がある者。 ・原則、税理士試験受験資格を満たしている者。ただし、税理士試験受験資格を満たしている者と同程度の学力があるとして学校長が認める者については応募を可能とする。 ・経済的理由により援助を必要とする者。
2. 募集人員	5名
3. 育成金の額 給付時期 給付期間	月額30,000円とし、2019年(令和元年)10月から2020年9月までの分を2期に分け、原則として10月、4月に支給します。給付期間は1年間としますが、本年度受給者は次年度に限り再度応募することができます。(最長2年間給付)
4. 育成金の返還	この制度に基づく育成金は返還を要しません。
5. 応募の手続き	次の書類を7.の申込先へ期限までにご提出ください。 (1)申請書 (2)学校長の推薦書 (3)在学証明書 (4)生計を同じくし就業している家族全員の2019年度(令和元年度)の最新の収入証明書 (※注)源泉徴収票及び確定申告書の写しは不可(公的証明書をご提出ください) (5)住民票記載事項証明書(本籍・マイナンバーの記載がないもの) (※注)同居・別居に係わらず生計を同じくする家族全員分
6. 応募期限	2019年(令和元年)7月31日(水) (消印有効)
7. 応募先	〒135-8581 東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリア W2 棟 株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 営業店サポートグループ 公益信託担当 TEL 03-6704-3359 FAX 03-5632-5944
8. 育成金受給	公益信託金谷寿一税理士育成基金の育成金給付規程に基づき、同公益信託の運営委員会で選考し、2019年(令和元年)9月末までに本人にお知らせいたします。
9. その他	本要項に定められたもののほかは、公益信託 金谷寿一税理士育成基金 育成金給付規程によるものとします。

<必ずご覧ください>

公益信託関連業務における個人情報の利用について

公益信託からの助成を申請する皆さまへ

株式会社りそな銀行
(公益信託受託者)

弊社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、公益信託からの助成金の給付申請者等の個人情報（申請書類に記載のある個人情報）を下記の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲で提供先とともに利用いたします。

公益信託の助成事業の遂行にあたってこの取扱は不可欠なものであり、助成金の給付申請にあたっては、申請書類に個人情報の記載がある皆さまに本紙記載の取扱をご確認いただき、これにご同意を得た上で、申請書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

- ・ 業務内容
 - 公益信託の助成事業遂行に必要な業務
(助成先の審査・決定、助成金給付及び基金の管理に付随する業務)
- ・ 利用目的
 - 公益信託の助成事業への申込に伴う審査、決定及び助成金給付の際の判断のため
 - 公益信託の事業執行の妥当性の判断並びに基金の業務及び管理を適切に遂行するため
- ・ 個人情報提供先
 - 公益信託関係者
(例) 運営委員、信託管理人、委託者、運営事務局、業務委託先
 - 主務官庁

以 上